


# マニフェスト交付等状況報告の手引き

## (建設業者向け)



令和4年4月

大阪府・大阪市・堺市・豊中市・吹田市・高槻市・枚方市・八尾市・寝屋川市・東大阪市

**廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）を交付した事業者は、毎年度、マニフェスト交付等状況報告書を提出する必要があります。**

■ **対象事業者**

前年度に産業廃棄物処理業者に収集運搬又は処分を委託し、マニフェストを交付した全ての事業者

※1 建設業においては元請業者が建設廃棄物の排出事業者になります。

※2 電子マニフェスト（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第12条の5に規定する情報処理センターを使用した登録及び報告）を活用している場合は、同法第12条の5第8項の規定により、処理センターが報告を行うため、事業者自らが報告する必要はありません。（詳細はP11）

■ **報告内容**

事業者として前年度（前年の4月1日からその年の3月31日）において交付したマニフェストの交付等の状況（産業廃棄物の種類、排出量、マニフェストの交付枚数等）

■ **報告単位**

廃棄物処理法の所管行政庁（大阪市、堺市、豊中市、吹田市\*、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市及び東大阪市、その他の大阪府の区域は大阪府）の区域内の作業所（現場）を総括的に管理している支店等（本社、営業所を含む）ごとに、それぞれの区域内の作業所（現場）等において交付したマニフェストを集計して報告（※吹田市は令和2年4月1日に中核市に移行）

■ **報告者**

各行政庁の所管区域内の作業所（現場）を総括的に管理している支店等の代表者。1法人1事業所の場合は法人の代表者です。（押印の必要はありません。）

個人事業者の場合も考え方は同じです。

■ **報告書の提出先**

マニフェスト交付等状況の集計区域に応じた廃棄物処理法の所管行政庁の長

※マニフェスト交付等状況報告書を紙情報で郵送いただく場合は、お手数ですが封筒に「マニフェスト交付等状況報告書在中」とお書きください。（送付先住所等はP13参照）

■ **報告書の提出期限**

毎年6月30日まで（提出部数：1部）

■ **根拠法令**

<p>廃棄物処理法 第12条の3第7項</p>	<p>管理票交付者は、環境省令で定めるところにより、当該管理票に関する報告書を作成し、これを都道府県知事（政令市にあっては、市長）に提出しなければならない。</p>
<p>廃棄物処理法施行規則 第8条の27</p>	<p>法第十二条の三第七項の規定による管理票に関する報告書は、産業廃棄物を排出する事業場（同一の都道府県（政令市にあっては、市）の区域内に設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が二以上ある場合には、当該二以上の事業場を一の事業場とする。）ごとに、毎年六月三十日までに、その年の三月三十一日以前の一年間において交付した管理票の交付等の状況に関し、様式第三号により作成し、当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事（政令市にあっては、市長）に提出するものとする。</p>

■ **罰則等**

マニフェスト交付等状況報告の義務を怠った場合は、都道府県知事又は政令市長から必要な措置を講ずるよう勧告されることがあり、勧告に従わない場合にはその旨が公表されることがあります。公表後に改善が見られない場合には必要な措置をとるよう命ぜられる場合があります。この命令に違反した場合には、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。

## ■ 紙情報で報告していただく場合の記入例

様式第三号（第八条の二十七関係）

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（ ○年度）

○年○月○日

大阪府知事 殿  
(市長)

報告者  
住 所 大阪府○○市○○町○○丁目○番○号  
氏 名 霞々閣建設(株) 大阪支店  
支店長 大阪 次郎  
電話番号 ○○-○○○○-○○○○

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、 ○年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称		大阪府 管轄内事業場			業種及びコード	コード	業種		
事業場の所在地		大阪府 管轄区域内			電話番号	00-0000-0000	担当者名		
番号	産業廃棄物の種類及びコード	排出量 (t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所及びコード	処分受託者の許可番号及び処分方法コード	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所及びコード
1	コンクリート塊 1501	○○	○○	0000000000	○□運輸(株) 通常は処分場所	大阪府大阪市○○区 1-1-1 27100	0000000000	(株)××産業	運搬先の住所と違う場合に記入して下さい。
2	木くず 0800	○○	○○	0000000000	△△物流(株) 積替保管場所	大阪府堺市○○区 -0-0 27201	コード表③から選択	コード表④から選択	
2	その他のがれき類 (石綿含有産業廃棄物)	○○	○○	0000000000	(株)××運送	大阪府岸和田市○○ 町1-1-1 27202	0000000000	□□環境(株)	コード表③から選択
3	その他のがれき類 (石綿含有産業廃棄物)	○○	○○		自社	大阪府泉大津市○○ 町地先 27206	-	大阪湾○○環境整備 ○○○○	

備考

- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
- 同一の都道府県（政令市）の区域内に、設置が短期間であり、又は住所が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
- 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
- 業種には日本標準業分類の中分類を記入すること。
- 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係るものを明らかにすること。
- 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
- 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。（日本産業規格 A列4番）

## ■ 記入上の注意事項

- ① 産業廃棄物の種類、運搬受託者、処分受託者ごとに記入すること。
- ② 区間を区切って運搬を委託した場合には、区間ごとの運搬受託者について全て記入すること。
- ③ 建設系の事業場のように同一の都道府県（政令市）の区域内に設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場（工事現場）が2以上ある場合には、これらの事業場（工事現場）ごとのマニフェスト交付等状況を所管行政庁の区域ごとにまとめた上で提出してください。
- ④ 報告書の排出量の単位は必ず t（トン）を用いて報告していただく必要があります。従って、t（トン）以外の単位が用いられているマニフェストについては適切な単位換算方法により t（トン）に換算を行って集計してください。重量がわからない場合は、別添の換算表（P6 参照）により t（トン）に換算を行って集計してください。
- ⑤ 報告書で4行以上必要な場合は、必要な行数分の様式をコピーしてご利用ください。なお、バラバラになった場合にも分からなくならないよう、2枚目以降も報告者の部分を記入してください。また、番号は2枚目以降も含め、連番にしてください。
- ⑥ 押印は不要です。
- ⑦ コード欄のない国共通様式を利用することもできます。

## ■ 記入要領

項目	説明
報告者の住所	作業所(現場)を統括管理している支店等の住所を都道府県名から記入してください。 1 法人 1 事業所の場合は本社の住所を記入。個人事業者の場合も考え方は同様です。
報告者の氏名	個人の場合は個人の氏名を記入してください(屋号がある場合には屋号も記入。法人の場合は法人名、支店等の名称、代表者の氏名を記入してください。
報告者の電話番号	上記の支店等の電話番号を記入してください。
事業場の名称 (行政庁管轄内事業場)	建設業の場合の事業場とは作業所(現場)が該当し、廃棄物処理法の行政庁の所管区域ごとに取りまとめ、その取りまとめた区域内事業場と記入してください。 例 1 : ○○市管轄内事業場      例 2 : 大阪府管轄内事業場
事業場の所在地 (行政庁管轄区域内)	廃棄物処理法の所管行政庁の区域内ごとに取りまとめ、その区域を記入してください。 例 1 : ○○市管轄区域内      例 2 : 大阪府管轄区域内
業種及びコード	コード表①より事業区分を選択し、左欄にコード(数字 2 桁、例: 06)、右欄に名称(例: 総合工事業)を記入してください。
電話番号	報告書を取りまとめた担当者に連絡のつく電話番号を記入してください。
担当者名	報告書を取りまとめた担当者名を記入してください(担当部署名でも可)。報告書の内容について確認するため行政庁から連絡する場合があります。
番号	連番の番号を記入してください。積替え保管で区間を区切って 2 以上の収集運搬業者に委託する場合は、複数行にわたり同じ番号を記入してください。
産業廃棄物の種類 及びコード	コード表②より産業廃棄物の種類を選択し、上欄に名称、下欄にコード(数字 4 桁)を記入してください。例: 「コンクリート塊」、「1501」 ※石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物の場合は、石綿を含有しない廃棄物や水銀使用ではない廃棄物とは区分して、種類、コードを記入してください。 例: 石綿含有スレート板の場合、「がれき類(石綿含有産業廃棄物)」、「2440」
排出量 (t)	実際に委託した産業廃棄物の重量(t)を記入してください。(トン表示で小数点以下の数字は原則として四捨五入。ただし、数字が有効であれば、小数点以下 3 桁まで記入は可。) 重量がわからない場合は体積をもとに、別添の換算表を用いて換算してください。
管理票の交付枚数	「産業廃棄物の種類及びコード」の区分、運搬受託者、処分受託者等ごとに、産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)の交付枚数を記入してください。
運搬受託者の許可 番号	運搬受託者の許可番号を数字 11 桁又は 10 桁で記入してください。運搬受託者は積む場所と降ろす場所の両方で許可を有していなければなりません。ここでは積む場所を管轄する行政庁の許可番号のみ記入してください。
運搬受託者の氏名 又は名称	個人の場合は許可証に記載された氏名を記入してください。法人の場合は法人の名称を(株)や(有)などまで記入してください。
運搬先の住所及び コード	運搬先の住所を上欄に、コード表③より選んだ地域コード(数字 5 桁)を下欄に記入してください。都道府県名から記入してください。 ※通常は、処分場所や積替保管場所の住所及びコードを記入していただくこととなります。運搬受託者の事務所の住所ではありませんのでご注意ください。

<p>処分受託者の許可番号及び処分方法コード</p>	<p>処分受託者の許可番号を数字 <b>11桁又は10桁</b>で上欄に記入するとともに、当該処分場での処分方法をコード表④より選択した処分方法コード（数字3桁）を下欄に記入してください。</p> <p>※委託した業者が行った処分方法を記入してください。中間処理業者が最終処分業者に委託した二次処分の内容まで記入する必要はありません。</p>
<p>処分受託者の氏名又は名称</p>	<p>個人の場合は許可証に記載された氏名を記入してください。法人の場合は法人の名称を（株）や（有）などまで記入してください。</p>
<p>処分場所の住所及びコード</p>	<p>原則的には記入する必要はありません。運搬先と処分場所が異なる場合のみ、処分場所の住所及びコード表③より選んだ地域コード（数字5桁）を記入してください。</p>

■様式（大阪府様式）

様式第三号（第八条の二十七関係）

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（ 年度）

年 月 日

大阪府知事 殿  
（市長）

報告者  
住 所  
氏 名  
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）  
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称			業種及びコード		コード		業種		
事業場の所在地			電話番号		担当者名		処分場所の住所及びブコード		
番号	産業廃棄物の種類及びブコード	排出量（t）	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所及びブコード	処分受託者の許可番号及び処分方法コード	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所及びブコード

備考

- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
- 同一の都道府県（政令市）の区域内に、設置が短期間であり、又は住所地在一定しない事業場が2以上ある場合は、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
- 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
- 産業廃棄物の種類に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係るものを明らかにすること。
- 運搬又は処分を委託した産業廃棄物の住所とは異なる場合は、運搬先については再委託を行った場合は、区間ごとの運搬受託者又は再委託者について記入すること。
- 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
- 区間を区切って運搬を委託した場合は、区間ごとの運搬受託者又は再委託者について記入すること。

（日本産業規格 A列4番）

## 別添 産業廃棄物の体積から重量への換算係数（参考値）

※ この換算係数はあくまで参考値です。換算するには、実際の産業廃棄物の性状を加味してください。

産業廃棄物の種類	換算係数 (t/m <sup>3</sup> )
がれき類（建設業）	1.48
ガラスくず、コンクリートくず（建設業からのものは除く）、陶磁器くず	1.00
廃プラスチック類	0.35
金属くず	1.13
ゴムくず	0.52
汚泥	1.10
紙くず	0.30
木くず	0.55
繊維くず	0.12
建設混合廃棄物	0.26
廃石綿等（飛散性）	0.30
燃え殻	1.14
廃油	0.90
廃酸	1.25
廃アルカリ	1.13
動植物性残渣（食品、医薬品、香料製造業において原料に使用したもの）	1.00
鋳さい	1.93
動物の糞尿	1.00
動物の死体	1.00
ばいじん	1.26
13号廃棄物	1.00
動物系固形不要物	1.00
廃電気機械器具	1.00
感染性廃棄物	0.30

（出典）「産業廃棄物の体積から重量への換算係数（参考値）」（平成18年12月27日付環境省通知）

（備考）重量（t）への換算結果もトン表示で小数点以下の数字は原則として四捨五入。ただし、数字が有効であれば、小数点以下3桁まで記入は可。

## コード表① 業種コード

業種コード	業種（中分類）	備 考
06	総合工事業	一般土木建築工事業、土木工事業、舗装工事業、建築工事業、木造建築工事業、建築リフォーム工事業
07	職別工事業（設備工事業を除く）	大工工事業、とび・土工・コンクリート工事業、鉄骨・鉄筋工事業、石工・れんが・タイル・ブロック工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、床・内装工事業、その他の職別工事業
08	設備工事業	電気工事業、電気通信・信号装置工事業、管工事業（さく井工事業を除く）、機械器具設置工事業、その他の設備工事業（※さく井工事業を含む）

コード表② 主な建設廃棄物等の種類とコード番号

分類	コード	種類	建設廃棄物の主な具体例	
産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く)	100	燃え殻	燃え殻、焼却灰(基準を超える有害物質を含まないもの)	
	200	汚泥	含水率が高く粒子の微細な泥状の掘削物 掘削物を標準仕様ダンプトラックに山積みができず、またその上を人が歩けない状態(コーン指数がおおむね 200kN/m <sup>2</sup> 以下または一軸圧縮強度がおおむね 50 kN/m <sup>2</sup> 以下)。具体的には、場所打杭工法、泥水シールド工法等で生じる廃泥水。	
	300	廃油	防水アスファルト、アスファルト乳剤等の使用残さ	
	400	廃酸	硫酸、塩酸、各種の有機廃酸類など、全ての酸性液体	
	500	廃アルカリ	廃ソーダ液、金属せっけん液など、すべてのアルカリ性廃液	
			廃プラスチック類	
	600	廃プラスチック類	廃発泡スチロール等梱包材、廃ビニール、廃シート類、廃合成ゴム	
	2430	廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物)	石綿含有ビニル床タイル	
	700	紙くず	工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずる紙くず(具体的には包装材、段ボール、壁紙くず)	
	800	木くず	工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずる木くず(具体的には型枠、足場材等、内装・建具工事等の残材、木造解体材等)	
	900	繊維くず (※天然繊維のみ)	工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずる天然繊維くず(具体的には畳、天然繊維系廃ウエス、縄、ロープ類)	
	1200	金属くず	鉄骨鉄筋くず、金属加工くず、足場パイプ、保安堀くず	
			ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	
	1300	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず、タイル衛生陶磁器くず、耐火れんがくず	
	1322	廃石膏ボード		
	2420	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物)	石綿含有ケイ酸カルシウム板	
			がれき類	
	1501	コンクリート塊	コンクリート破片	
	1502	アスファルト・コンクリート塊	アスファルト・コンクリート破片	
	1500	その他のがれき類	ブロック破片、レンガ、モルタルくず、瓦くず	
	2440	がれき類(石綿含有産業廃棄物)	石綿含有スレート板	
	一体不可分の産業廃棄物		建設混合廃棄物	
		2010	建設混合廃棄物(安定型)	発生段階から一体不可分の建設混合廃棄物で安定型産業廃棄物以外の廃棄物(木くず、紙くず、繊維くず、石膏ボード等)を含まないもの
		2020	建設混合廃棄物(管理型)	発生段階から一体不可分の建設混合廃棄物で安定型産業廃棄物以外の廃棄物(木くず、紙くず、繊維くず、石膏ボード等)を含むもの
2410		建設混合廃棄物(石綿含有産業廃棄物)	石綿含有の発生段階から一体不可分の建設混合廃棄物	
		水銀使用製品産業廃棄物		
2510		電池類	水銀電池、空気亜鉛電池	
2520		照明機器	HID ランプ、蛍光灯、蛍光ランプ	
3100	廃電気機械器具	※建設工事に伴い生ずるものに限る。LED照明機器。 水銀使用製品産業廃棄物である照明機器を除く。		
3500	廃電池類	※建設工事に伴い生ずるものに限る。鉛蓄電池、乾電池		
特別管理産業廃棄物	7000	廃油(引火性)	揮発油類、灯油類、軽油類(概ね引火点 70℃以下)	
	7100	廃酸(強酸)	廃酸(pH2.0 以下のもの(著しい腐食性を有するもの))	
	7200	廃アルカリ(強アルカリ)	廃アルカリ(pH12.5 以上のもの(著しい腐食性を有するもの))	
	7421	廃石綿等	吹付けアスベスト、石綿保温材(飛散性アスベスト廃棄物)	
	7424	燃え殻(有害)	燃え殻、焼却灰(基準を超える有害物質を含むもの)	
	7425	廃油(有害)	廃油(基準を超える有害物質を含むもの)	
	7426	汚泥(有害)	汚泥(基準を超える有害物質を含むもの)	
	7427	廃酸(有害)	廃酸(基準を超える有害物質を含むもの)	
	7428	廃アルカリ(有害)	廃アルカリ(基準を超える有害物質を含むもの)	

※ この表以外の産業廃棄物のコード番号については工場・事業場向けの「マニフェスト交付等状況報告の手引き」を参照してください。



コード表③ 運搬先・処分場所の地域コード

※ 下表にない市町村については、市町村の所在する都道府県のコードを使用してください。

コード	運搬先・処分場所
	北海道
01000	北海道
01100	札幌市
01202	函館市
01204	旭川市
	東北
02000	青森県
02201	青森市
02203	八戸市
03000	岩手県
03201	盛岡市
04000	宮城県
04100	仙台市
05000	秋田県
05201	秋田市
06000	山形県
06201	山形市
07000	福島県
07201	福島市
07203	郡山市
07204	いわき市
	関東
08000	茨城県
08201	水戸市
09000	栃木県
09201	宇都宮市
10000	群馬県
10201	前橋市
10202	高崎市
11000	埼玉県
11100	さいたま市
11201	川越市
11203	川口市
11222	越谷市
12000	千葉県
12100	千葉市
12204	船橋市
12217	柏市
13000	東京都
13201	八王子市
14000	神奈川県
14100	横浜市
14130	川崎市
14150	相模原市
14201	横須賀市
	中部
15000	新潟県
15100	新潟市
16000	富山県
16201	富山市
17000	石川県
17201	金沢市
18000	福井県
18201	福井市
19000	山梨県
19201	甲府市
20000	長野県
20201	長野市
21000	岐阜県
21201	岐阜市
22000	静岡県

コード	運搬先・処分場所
22100	静岡県
22130	浜松市
23000	愛知県
23100	名古屋市
23201	豊橋市
23202	岡崎市
23211	豊田市
24000	三重県
	近畿(大阪府域は右参考)
25000	滋賀県
25201	大津市
26000	京都府
26100	京都市
28000	兵庫県
28100	神戸市
28201	姫路市
28202	尼崎市
28203	明石市
28204	西宮市
29000	奈良県
29201	奈良市
30000	和歌山県
30201	和歌山市
	中国
31000	鳥取県
31201	鳥取市
32000	島根県
32201	松江市
33000	岡山県
33100	岡山市
33202	倉敷市
34000	広島県
34100	広島市
34202	呉市
34207	福山市
35000	山口県
35201	下関市
	四国
36000	徳島県
37000	香川県
37201	高松市
38000	愛媛県
38201	松山市
39000	高知県
39201	高知市
	九州・沖縄
40000	福岡県
40100	北九州市
40130	福岡市
40202	大牟田市
40203	久留米市
41000	佐賀県
42000	長崎県
42201	長崎市
42202	佐世保市
43000	熊本県
43100	熊本市
44000	大分県
44201	大分市
45000	宮崎県
45201	宮崎市

コード	運搬先・処分場所
	大阪府域市町村
大阪府域につきましては下記のコードを使用して下さい	
27100	大阪市
27140	堺市
27202	岸和田市
27203	豊中市
27204	池田市
27205	吹田市
27206	泉大津市
27207	高槻市
27208	貝塚市
27209	守口市
27210	枚方市
27211	茨木市
27212	八尾市
27213	泉佐野市
27214	富田林市
27215	寝屋川市
27216	河内長野市
27217	松原市
27218	大東市
27219	和泉市
27220	箕面市
27221	柏原市
27222	羽曳野市
27223	門真市
27224	摂津市
27225	高石市
27226	藤井寺市
27227	東大阪市
27228	泉南市
27229	四條畷市
27230	交野市
27231	大阪狭山市
27232	阪南市
27301	島本町
27321	豊能町
27322	能勢町
27341	忠岡町
27361	熊取町
27362	田尻町
27366	岬町
27381	太子町
27382	河南町
27383	千早赤阪村
46000	鹿児島県
46201	鹿児島市
47000	沖縄県
47201	那覇市

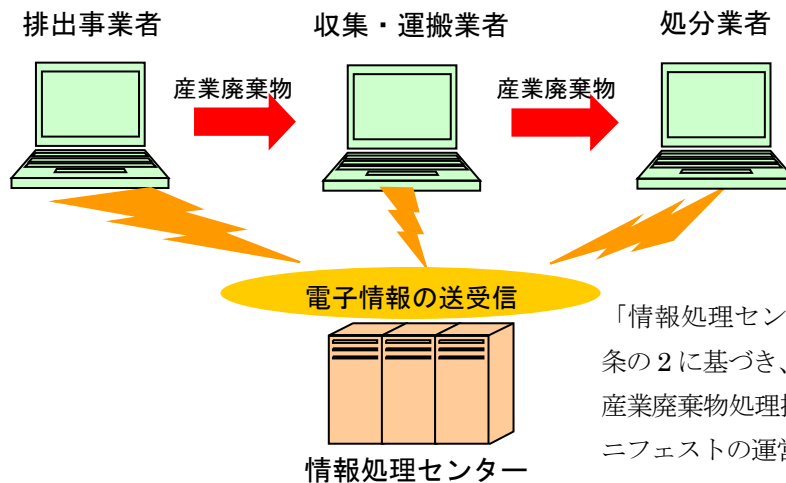
コード表④ 処分方法コード

処理方法の分類		処理方法コード	主な建設廃棄物の具体的な処理例
再生 (最終処分)	再使用 (リユース)	101	
	素材再生	102	コンクリート塊、アスファルト塊の再資材化 廃プラスチック類、ガラスくずの再原料化 石膏ボード (ガラスくず・陶磁器くず等) の再原料化
	他用途原材料化	103	木くずのチップ化 (パーティクルボード等の材料) 汚泥のセメント原料としての利用
	燃料化	104	木くずのチップ化 (木くずボイラーの燃料) RPF, RDF への処理
	コンポスト化 (堆肥化)	105	除根材のチップ化 (堆肥の原料)
	その他再生	106	汚泥の改良土への再生
中間処理	脱水	201	汚泥のフィルタープレスによる脱水
	機械乾燥	202	汚泥の乾燥炉による乾燥
	天日乾燥	203	
	焼却	204	畳 (繊維くず)、建設混合廃棄物 (管理型) の焼却
	油水分離	205	
	中和	206	
	破砕	207	ブロック破片、瓦くず (その他のがれき類) の破砕 廃プラスチック類、ガラスくず、木くずの破砕
	圧縮	208	
	熔融	209	廃石綿等の熔融処理による無害化
	選別	210	廃プラスチック類、金属くず等の機械選別
	固形化	211	
	ばい焼	212	
	分解	213	
	洗浄	214	
	滅菌	215	
	消毒	216	
煮沸	217		
その他中間処理	299		
埋立て等 (最終処分)	安定型埋立	302	スレート板 (その他のがれき類 (石綿含有産業廃棄物)) の直接埋立て
	管理型埋立	303	廃石綿等の直接埋立て
	遮断型埋立	304	



## 電子マニフェストについて

電子マニフェストとは、紙マニフェストに代えて、排出事業者及び処理業者が情報処理センターのコンピュータに接続し、産業廃棄物の委託処理の流れをコンピュータにより管理するものです。



「情報処理センター」には、廃棄物処理法第 13 条の 2 に基づき、全国で唯一、公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センターが指定され、電子マニフェストの運営を行っています。

### 〔排出事業者にとっての利点〕

- ・ 情報管理の透明性や合理化につながる。
- ・ 偽造がしにくいため、不法投棄等の不適正処理の防止につながる。
- ・ 電子マニフェスト利用分は、マニフェスト交付等状況報告を情報処理センターが代わって行うため、事業者からの報告が不要になる。

※ただし、一部紙マニフェストを使用している場合は、その分については報告していただく必要があります。

### 〔電子マニフェストの申込み・問合せ先〕

公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター 情報処理センター

TEL : 0800-800-9023 (フリーアクセス 通話料無料)

03-5275-7023 (フリーアクセスが利用できない場合)

ホームページ <http://www.jwnet.or.jp/jwnet/>

建設業の記入例

産 業 廃 棄 物 管 理 ( 電 子 申 請 機 構 式 ) 状 況 報 告 書 ( ○ 年 度 )

様

大阪府知事

○年○月○日

(報告者)

住所 大阪府大阪市○○区1-2-3

氏名 支店長 大塚 次郎

支店長 大塚 次郎

電話番号 06-0000-0000

(個人名については姓及び名を記載してください。)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、○年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

Table with columns: 報告者 (Reporter), 事業場 (Business Site), 産業廃棄物の種類 (Type of Industrial Waste), 積出量 (Output Volume), 処理 (Treatment), 区分委託 (District Commission), 区分2準拠委託 (District 2 Standard Commission), 区分3準拠委託 (District 3 Standard Commission), 区分4準拠委託 (District 4 Standard Commission), 区分5準拠委託 (District 5 Standard Commission). Rows include examples for Osaka City, Osaka Prefecture, and Tokyo.

(注) 記載していただく産業廃棄物の種類等が多く行が足りない場合は右クリック「挿入」により行を追加してください。

■ 建設業者のマニフェスト交付等状況報告書にかかる提出先等について

提出先	管轄区域	提出・問い合わせ先
大阪府	下記以外の 大阪府域の作業所 (現場)	大阪府 環境農林水産部 循環型社会推進室 産業廃棄物指導課 〒559-8555 大阪市住之江区南港北1丁目14番16号 咲洲庁舎(さきしまコスモ タワー) 21階 TEL(建設業者) 06-6210-9570 FAX 06-6210-9561 (中間処理業者) 06-6210-9564 (それ以外) 06-6210-9582
大阪市	大阪市域の 作業所(現場)	大阪市 環境局 環境管理部 環境管理課 産業廃棄物規制グループ 〒545-8550 大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目5番1号 あべのルシアス 13階 TEL 06-6630-3284 FAX 06-6630-3581
堺市	堺市域の 作業所(現場)	堺市 環境局 環境保全部 環境対策課 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所高層館4階 TEL 072-228-7476(ダイヤル) FAX 072-228-7317
豊中市	豊中市域の 作業所(現場)	豊中市 環境部 事業ごみ指導課 〒561-0891 豊中市走井2丁目5番5号 環境事業所 北館内1階 TEL 06-6858-3070 FAX 06-6846-6390
吹田市	吹田市域の 作業所(現場)	吹田市 環境部 環境保全指導課 産業廃棄物指導グループ 〒564-8550 吹田市泉町1-3-40 高層棟1階 TEL 06-6384-1799 FAX 06-6368-7350
高槻市	高槻市域の 作業所(現場)	高槻市 市民生活環境部 資源循環推進課 〒569-0066 高槻市前島3丁目8番1号 エネルギーセンター内 TEL 072-669-1886 FAX 072-669-1961
枚方市	枚方市域の 作業所(現場)	枚方市 環境部 環境指導課 〒573-1162 枚方市田口5-1-1 穂谷川清掃工場内 管理棟1階 TEL 050-7102-6014 FAX 072-849-1206
八尾市	八尾市域の 作業所(現場)	八尾市 環境部 循環型社会推進課 産業廃棄物指導室 〒581-0017 八尾市高美町5丁目2番2号 清掃庁舎 TEL 072-924-3775(直通) FAX 072-923-7135
寝屋川市	寝屋川市域の 作業所(現場)	寝屋川市 環境部 環境保全課 〒572-0855 寝屋川市寝屋南1丁目2番1号 クリーンセンター5階 TEL 072-824-1021(直通) FAX 072-824-1023
東大阪市	東大阪市域の 作業所(現場)	東大阪市 環境部 産業廃棄物対策課 〒577-8521 東大阪市荒本北1丁目1番1号 東大阪市役所15階 TEL 06-4309-3207 FAX 06-4309-3829